

役員退職手当支給規程の改正の概要

1. 職員退職手当規程の背景

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）に基づき、「独立行政法人国立健康・栄養研究所役員退職手当支給規程」を一部改正するものである。

2. 改正する内容

- ・ 第 3 条に削減のための調整率を追加する。

	現 行	改 正		
調整率	なし (100/100)	→ 95.45/100 (△ 4.55%)	→ 90.9/100 (△ 9.1%)	→ 86.35/100 (△ 13.65%)
(経過措置あり)		25/1/1	25/10/1	26/7/1

3. 施行時期

平成 25 年 1 月 1 日

※ 今回の国家公務員退職手当法の改正は、退職給付（退職金＋年金（事業主負担分））の官民均衡を図る観点から、退職手当の支給基準の引き下げにより調整したもの。